二　内国法人について破産手続開始の決定があつたこと　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二条第五項（定義）に規定する破産債権（同条第七項に規定する財団債権でその破産手続開始前の原因に基づいて生じたものを含む。）

三　前条第一号又は前二号に掲げる事実に準ずる事実（更生手続開始の決定があつたこと及び同条第二号に掲げる事実を除く。）当該準ずる事実の発生前の原因に基づいて生じた債権

（評価損益の計上のない民事再生等の場合の欠損金額の範囲）

第百十七条の四　法第五十九条第三項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する欠損金額で政令で定めるものは、第一号に掲げる金額から第二号（同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）が法第六十四条の七第一項第一号から第三号まで（欠損金の通算）の規定の適用を受ける場合には、第三号）に掲げる金額を控除した金額とする。

一　適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額

二　法第五十七条第一項（欠損金の繰越し）の規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額

三　適用年度に係る法第六十四条の七第一項第四号に規定する損金算入欠損金額の合計額

第百十八条の第三項（「を」を「第五十九条第四項（「に改め、「第二号」の下に「（同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）が法第六十四条の七第一項第一号から第三号まで（欠損金の通算）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第三号）」を加え、同条第一号中「法第五十九条第三項に規定する」、「（以下この条において「適用年度」という。）」及び「（同項に規定する個別欠損金額を含む。）」を削り、同条第二号中「青色申告書を提出した事業年度の」及び「又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）」を削り、同条に次の一号を加える。

三　適用年度に係る法第六十四条の七第一項第四号に規定する損金算入欠損金額の合計額

第百十八条を第百十七条の五とし、第二編第一章第一節第二款第十四目中同条の次に次の一条を加える。

（民事再生等の場合の債務免除額等の限度となる通算所得帰属額）

第百十八条　法第五十九条第五項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により読み替えられた同条第二項に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　法第五十九条第二項の内国法人の同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）及び当該適用年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の調整前所得金額（法第五十九条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前所得金額をいう。次号イにおいて同じ。）の合計額から同日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において生じた調整前欠損金額（同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前欠損金額をいう。）の合計額を控除した金額

二　法第五十九条第二項の内国法人の適用年度の控除対象欠損金額（同項に規定する政令で定めるものに相当する金額のうち同項各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。次号において同じ。）

イ　調整前所得金額

ロ　前号に掲げる金額

三　法第五十九条第二項の内国法人の適用年度及び当該適用年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度（同項の規定の適用を受ける事業年度に限る。）の控除対象欠損金額の合計額

第百十八条の三第一項を削り、同条第二項中「第六十条の三第一項」の下に「（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）」を加え、「特定支配日」を「支配日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「特定支配事業年度開始日」を「支配事業年度開始日」に、「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「第百二十二条の十四第十三項」を「第百二十二条の十二第十四項」に、「第百十三条の二第六項」を「第百十三条の三第六項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

２　第百二十三条の八第四項及び第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定は法第六十条の三第一項に規定する特定資産の同項に規定する損失の額として政令で定める金額について、第百二十三条の八第六項及び第七項の規定は法第六十条の三第一項に規定する特定資産の同項に規定する利益の額として政令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十三条の八第四項第四号中「特定適格組織再編成等に係る」とあるのは「法第六十条の三第二項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）に規定する適格組織再編成等に係る同項に規定する欠損等法人である」と、「同条第五項」とあるのは「法第五十二条第五項」と、同条第五項第三号中「特定適格組織再編成等の日前に同項」とあるのは「法第六十条の三第一項に規定する支配日又は第百十八条の三第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額）に規定する適格分割等の日前に法第三十三条第二項」と、同項第五号中「特定適格組織再編成等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の取得」とあるのは「その取得」と読み替えるものとする。

第百十八条の三第三項を削り、同条第四項中「適用事業年度等の」を「適用事業年度」に、「特定支配日」を「支配日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第百十八条の六第二項中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第四項中「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改める。

第百十九条第一項第十号ロ中「当該株式交換完全子法人の前期期末時（」及び「又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）」を削り、「についてこれらの規定」を「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間。ロにおいて同じ。）について同条第一項各号」に改め、「又は連結中間申告書」及び「又は連結確定申告書」を削り、「係るこれらの規定」を「係る同項」に改め、「をいう。）」を削り、「当該前期期末時」を「当該終了の時」に改め、「若しくは連結個別資本金等の額」及び「若しくは連結個別利益積立金額」を削り、「第九条第一項第一号若しくは第四号（連結利益積立金額）」を削り、同項第十二号ロ中「当該株式移転完全子法人の前期期末時（」及び「又は第八十一条の二十第一項」を削り、「についてこれらの規定」を「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間。ロにおいて同じ。）について同条第一項各号」に改め、「又は連結中間申告書」及び「又は連結確定申告書」を削り、「係るこれらの規定」を「係る同項」に改め、「をいう。）」を削り、「当該前期期末時」を「当該終了の時」に改め、「若しくは連結個別利益積立金額」を削り、「第九条第一項第一号若しくは第六号又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号」を「第九条第一項第一号及び第六号」に改め、同項第二十六号中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「譲渡損益調整資産」の下に「（第百二十二条の十二第一項第三号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する通算法人株式を除く。）」を加え、「同条第七項」を「法第六十一条の十一第七項」に改める。

第百十九条の三第一項第一号中「の益金不算入等」に規定する」を「）の規定の適用を受ける」に改め、同項第二号中「の損金不算入等」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「評価益」を「評価益の額」に、「評価損（」を「評価損の額（」に、「評価損を」を「評価損の額を」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。